日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 7. 30
No.15-021

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

有志の会カンパ総額 900 万円超え
(880 万円は原告団へ)
更なるご支援を

「OB 乗員有志の会」会員の皆さん及び解雇撤回の取り組みに賛同される支援者の皆さんからの有志の会カンパ集約は、2015 年 7 月現在 900 万円を超えました。皆様からのカンパの内、880 万円は原告団へ贈呈されております。

皆様のご支援・ご協力に感謝の意を表する共に更なるご支援をお願い致します。また、緊迫した最近の情勢をお知らせします。

① 6 月 18 日 東京高等裁判所に於いて不当労働行為裁判の判決は、憲法 28 条「団結権」及び労組法違反として、日本航空の労務政策が断罪されました。

宮里邦雄弁護士の判決へのコメント

（JAL不当解雇撤回弁護団・支える会代表世話人）

判決はいくつかの重要な意義ある判断をしています。３つの点を指摘します。

第１は、過半数組合でなくても、労働組合は更生手続上の利害関係を有し、更生管財人には適時に適切な情報を組合に提供する情報提供義務があるとしたことです。

第２は、争議権保障の意義を、会社との対等性を確保する有力な手段であり、労働組合にとって「最も根幹的な権利」として適確に把えていることです。

第３に、憲法28条と労働組合法を引用し、労働者による主体的かつ自主的な独立した活動に対する支配介入は厳しく制限されるとし、争議行為によって会社が倒産したり、労働者が職を失うことになっても、それは会社と労働者の自己責任であり、会社の存立を優先させるために、会社が支配介入してもよいということになるものではないと断じていることです。

判決のこの部分は一般に慎重な言い回しをしがちな判決としては異例ともいえる表現を用いて争議権の本質を把えたものであり、この本質的把握を基に支配介入を厳しく規制する考え方を打ち出しています。

② 機長組合ニュース 19-194 でもお伝えしましたが、「航空法第 111 条 6 項で求められている JAL 経営の「安全報告書」が JAL HP に掲載されている。この会社発表の公式な数字を基にすると、更生計画における乗員配置数の削減目標を その時(2010 年度末)すでに大幅に下回っていたことになる。整理解雇を行わなかったとしても 超過達成したことになる」との組合の指摘に対して、経営の責任者は全く答えられませんでした。

組合は、乗員流失で事業計画も「赤信号」、安全運航・労働条件改善を含む様々な問題が未解決、問題解決に向けて労使協議の必要性を訴えています。

③ 整理解雇撤回問題が国会で追及され、ILO へ第 3 次勧告に向けた取り組みが進んでいる。

④ JAL 運航本部の通達に見る日本航空の状況

「(更なる) 退職者の発生を想定して、全機種で生産対応が必要。・・・・教育・訓練・会議体・地上業務の見直し、削減する。・・・現場とのコミュニケーションを密に、乗員計画を策定、JAL で働き続けたいと思えるような職場を目指し、あらゆる施策に取り組む所存」

整理解雇強行が
事業計画・安全運航に赤信号

整理解雇撤回の取り組みに更なるご支援を

OB乗員有志の会カンパ口座

◇◆◇　振込先　◇◆◇

＜＜ゆうちょ銀行間の場合＞＞
ゆうちょ銀行 口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240 番号：78724991

＜＜ゆうちょ銀行以外の銀行から振り込む場合＞＞
金融機関名　：　ゆうちょ銀行
店名　：　〇二八
店番：028
普通預金口座番号：7872499

2015 年度　夏季カンパ支援　取り組み参加　宜しくお願い致します

関連ニュース

・解雇争議を早期に解決し、労使関係の正常化を図れ！日航本社要請文 7 月 9 日

・JAL 不当解雇撤回ニュース　453 号　　・支える会通信　7 月第 21 号

・機長組合ニュース　29-194・29-210

詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団 HP 日程参照

8 月 10 日(月)：安全シンポジューム
明日への誓い 18:30～20:30
日本教育会館（一ッ葉ホール）